

1/20 晴

13都県のまん延防止決定

全員検査で行動制限厳格化

政府は十九日、新型コロナウイルス感染症対策本部の会合を開き、首都圏など十三都県にコロナ対応の「まん延防止等重点措置」の適用を決定した。既に適用中の広島、山口、沖縄と合わせ、対象は十六都県に広がる。飲食店対策を中心に掘り、医療提供体制の逼迫を防ぐ狙い。酒類提供の可否は自治体によって判断が分かれる。ワクチン接種証明などで行動制限を緩和する「ワクチン・検査バッケ

ージ」は原則停止し、より厳格な全員検査を要件として、経済活動との両立を図る。=新型コロナ関連⑩

②面

全員検査は感染対策の第三者認証を受けた飲食店で、五人以上で会食したり、大規模イベントを満員で開催したりする際の条件となる。全参加者が検査の陰性証明を提示する必要がある。都道府県をまたぐ帰省や旅行でも、検査で陰性を確認した上で移動を認めめる。

岸田文雄首相は会合で

「医療体制がしっかりと稼働するように各自治体にさらに準備を進めていただき、感染者数の増加を抑制する」とが必要であると判断した」と述べ、「国民の協力をいただき、この状況を乗り越えたい」と訴えた。山縣大志郎経済再生担当相は十九日午前、基本的対処方針分科会で「近い将来、医療提供体制に大きな負荷がかかりかねないことを見据え、早急に感染拡大を防止する必要がある」と説明した。

追加で対象となるのは東

京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏四都県と、群馬、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎の九県。期間は二十一日から二月十三日まで。福島県と鳥根県も重点措置の適用を要請する方針を明らかにした。京都、大阪、兵庫の三府県知事は要請される際は、

「医療体制がしっかりと稼働するように各自治体にさらに準備を進めていただき、感染者数の増加を抑制する」とが必要であると判断した」と述べ、「国民の協力をいただき、この状況を乗り越えたい」と訴えた。山縣大志郎経済再生担当相は十九日午前、基本的対処方針分科会で「近い将来、医療提供体制に大きな負荷がかかりかねないことを見据え、早急に感染拡大を防止する必要がある」と説明した。

対象地域の飲食店では、認証店は午後九時までの営業を基本とする。非認証店は午後八時までの営業で、酒類提供を禁止する。

運用は知事の判断に委ねられ、認証店でも酒類提供を禁止する自治体もある。



新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、13都県へ「まん延防止等重点措置」の追加適用を表明する岸田首相=19日午後、首相官邸で

9日から適用済み
広島、山口、
沖縄

新たな
適用対象
群馬、埼玉、
千葉、東京、
神奈川、新潟、
岐阜、愛知、
三重、香川、
長崎、熊本、
宮崎

まん延防止等重点措置の
対象地域

※新たな適用対象の期間は
1月21日～2月13日